

平成20年11月

滋賀県議会定例会議案

(その3)

目 次

	頁
議第214号 淀川水系における水資源開発基本計画の変更について意見を述べるこ とにつき議決を求めることについて.....	1
議第215号 淀川水系河川整備計画の策定について意見を述べることにつき議決を 求めることについて.....	3

議第214号

淀川水系における水資源開発基本計画の変更について意見を述べることにつき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成20年12月3日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

淀川水系における水資源開発基本計画の変更について意見を述べることにつき議決を求めることについて

水資源開発促進法（昭和36年法律第217号）第4条第5項において準用する同条第1項の規定に基づき、国土交通大臣から淀川水系における水資源開発基本計画の全部を変更することについて意見を求められたので、次のように意見を述べることにつき、滋賀県議会の議決事件を定める条例（昭和24年滋賀県条例第43号）第4号の規定に基づき、議決を求める。

琵琶湖淀川水系における水資源開発については、高度成長期において、京阪神地域における水需要の急増から、絶対的に不足していた供給力を高めるため、水資源開発基本計画に基づき琵琶湖開発事業などが行われてきた。しかし、近年の社会経済情勢の変化から、水需要が横ばいまたは減少となり、今回の全部変更案では、新たな施設の追加はなく、現行計画に記載された施設計画の廃止や縮小などにより、その供給目標量は現行計画を下回ることとなった。しかしながら、震災時・事故時等緊急時の水供給機能の低下への対応やさらなる節水型社会への改善方策などの積み残された課題に加え、気候変化や高齢社会の到来への対応などの新たな課題も指摘されている。こうしたことから、今後は、水資源開発から、既存の施設の維持管理やその運用による水資源管理の重要性が増してくることが明らかである。このため、琵琶湖淀川水系における水供給の大宗を占める琵琶湖の重要性を改めて認識する必要がある。

琵琶湖は、約400万年といわれる長い歴史を有する古代湖であり、50種を超える固有種をはじめ、かけがえのない貴重な生態系の宝庫である。また周囲には、多くの住民が生活し活発な産業活動が行われているなど、本県140万県民の生活と社会経済活動に密接に関わっている。そうした中で琵琶湖開発事業による水供給が開始された平成4年以降、取水制限の行われる琵琶湖基準水位マイナス90センチメートル以下に琵琶湖水位が低下した渇水だけでも4度あり、京阪神地域の取水制限による影響はもとより、琵琶湖の生態系と県民生活等に大きな影響を与えた。

こうしたことを踏まえ、琵琶湖を抱える滋賀県の立場から、以下の意見を申し述べる。

- 1 琵琶湖淀川水系における水資源開発について、今後、維持管理や運用に重点がおかれていく

- こととなる中で、地球温暖化に伴う気候変化等を踏まえ、適時、適切に水需給計画の評価、見直しを行い、琵琶湖へ新たな負荷を与えることのないよう、水需要抑制の対策や既存施設の有効利用などにより適切に対応されたい。
- 2 琵琶湖およびその周辺の自然環境等の重要性に鑑み、需要と供給の両面から、水需要抑制や節水のための普及啓発等、総合的かつ効率的な施策を引き続き強力に推進されたい。
 - 3 近年の少雨化傾向や将来の気候変化に伴って想定される少雨の頻発化および高齢化の進行や単独世帯の増加による渇水に対する脆弱化に十分留意され、異常渇水を含む渇水に対する適切な安全の確保に努められたい。
 - 4 琵琶湖およびその周辺の自然環境保全と水系全体の渇水時の水資源の有効利用のため、ダム群と琵琶湖を常に一体のものとして統合的に管理することで、できるだけ琵琶湖水位の低下抑制を図られたい。
 - 5 本県は琵琶湖を有する水源県であり、古くからたびたび大きな洪水被害に見舞われたことから長年治水に取り組みつつ、水質保全や水源かん養等の取り組みを積極的に進め、琵琶湖の水資源を守りながらこれを利用してきた。将来に亘りこの琵琶湖取水が確保できるよう配慮されたい。
 - 6 丹生ダム建設事業の見直しに係る諸調査を早期に実施されたい。
 - 7 利水計画の見直しによる水資源開発施設の利水の縮小・撤退に当たっては、ダム建設事業によって移転を余儀なくされるなど、生活環境や産業基盤等に多大な影響を被ってきた水源地域に十分配慮し、適切かつ十分な措置を講じられたい。
 - 8 琵琶湖は、人工のダム湖とは異なり、約400万年といわれる長い歴史を持つ古代湖であるとともに、50種以上の固有種を含む1,000種類を超える動植物が生息する自然湖である。このため、琵琶湖が淀川水系の水資源の大宗を占めていることを踏まえ、琵琶湖の総合的な保全について、本県と連携し積極的に取り組まれたい。とりわけ、水陸移行帯がもつ生態的機能の再生を目指し、内湖、ヨシ帯、水路、水田等、横断方向の水の流れとつながりなどの連続性の確保を図られたい。
 - 9 琵琶湖淀川流域圏を自然と人が共生する持続可能な活力ある流域圏として一体的に再生するため、琵琶湖淀川流域における治水、利水および環境上の課題を包括的、一体的に解決する統合的流域管理など、新たな仕組みづくりについて積極的に取り組まれたい。
 - 10 琵琶湖淀川水系における水と人との関わりの歴史やその中から生まれた水文化の保全と継承に配慮するとともに、水資源の重要性や希少性、平常時から培っておくべき危機意識、またあるべき水環境の姿と水資源の保全の必要性などについて広く普及啓発を進め、流域住民の水に対する意識の高揚を上流、中流および下流のいずれにおいても積極的に図られたい。

議第215号

淀川水系河川整備計画の策定について意見を述べることにつき議決を求めることについて
上記の議案を提出する。

平成20年12月3日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

淀川水系河川整備計画の策定について意見を述べることにつき議決を求めることについて
河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第5項の規定に基づき、国土交通省近畿地方整備
局長から淀川水系河川整備計画の策定について意見を求められたので、次のように意見を述べる
ことにつき、滋賀県議会の議決事件を定める条例（昭和24年滋賀県条例第43号）第5号の規定に
基づき、議決を求める。

1 いかなる洪水に対しても被害を最小化するための施策の推進

自然現象には際限はなく、計画や現況施設能力を超える洪水はいつでも起こりうる。

こうした洪水、いわゆる「超過洪水」に対しても人命を守ることおよび壊滅的な被害を防ぐ
ことが今後の治水政策にとっては極めて重要なものと考えている。

このために必要な対策を、河川管理者のみならず、地元自治体や地域住民など多様な主体と
の連携のもと、積極的に取り組まれない。

2 大戸川ダム（大戸川）に関する事。

大戸川ダムは、平成20年9月27日に公表された淀川水系流域委員会意見書にあるように、一
定の治水効果はある。

しかしながら、平成20年9月22日に公表された京都府の技術検討会における評価においては、
「大戸川ダムは、中・上流の改修の進捗とその影響を検証しながら、その実施についてさらに
検討を行う必要がある」とされている。

このため、下流府との共通認識として、施策の優先順位を考慮すると河川整備計画に位置付
ける必要はないとしたところであるので、近畿地方整備局におかれても尊重されたい。

大戸川ダム予定地の生活再建に関わる事業や地域としての振興策等について、この事業を進
めてきた国がその責務を放棄するようなことがあれば、公共事業に対する国民の信頼は根底か
ら崩れることとなる。事業主体である国は、こうした問題について引き続きその責務を果たさ
れたい。

3 丹生ダム（姉川・高時川）に関する事。

丹生ダムについては、事業計画や事業費および負担割合が明らかにされていないことから、

渇水対策容量の必要性も含め速やかに調査・検討の結果を提示するとともに、本県とも早急に協議されたい。

4 瀬田川に関する事。

瀬田川の改修については、琵琶湖の後期放流対応すなわち、洪水後における琵琶湖の水位の速やかな低下のために必要であり、天ヶ瀬ダム再開発および宇治川の改修とあわせて、鹿跳から洗堰下流間の河川改修についても促進されたい。

なお、鹿跳溪谷の改修については、事業計画や事業費および負担割合が明らかにされていないことから、早急にそれらの内容について提示するとともに、実施時期については、本県とも十分協議されたい。あわせて徹底したコスト縮減を図られたい。

瀬田川洗堰の全閉操作の解消については、上下流の社会的な平等性の確保の観点から重要であり、下流に影響を及ぼさない範囲で、原則として瀬田川洗堰の全閉操作は行わないこととされている淀川水系河川整備基本方針を尊重し、その実現に向け取り組まれたい。

5 野洲川に関する事。

野洲川（直轄区間）の堤防強化および自然環境と調和した水辺空間の形成について着実に進められたい。

6 大津放水路事業に関する事。

大津放水路Ⅱ期事業の実施時期については、本県と十分協議されたい。また、実施に当たっては、徹底したコスト縮減を図られたい。

7 琵琶湖の総合的な保全に関する事。

琵琶湖は、人工のダム湖とは異なり、約400万年といわれる長い歴史を持つ古代湖であるとともに、50種以上の固有種を含む1,000種類を超える動植物が生息する自然湖である。このため、琵琶湖が下流宇治川・淀川の洪水被害の軽減に寄与していることおよび淀川水系の水資源の大宗を占めていることを踏まえ、琵琶湖の総合的な保全について、本県と連携し積極的に取り組まれたい。とりわけ、水陸移行帯がもつ生態的機能の再生を目指し、内湖、ヨシ帯、水路、水田等、横断方向の水の流れとつながりなどの連続性の確保を図られたい。

8 治水・利水・環境の調和のとれた瀬田川洗堰の操作に関する事。

瀬田川洗堰の操作については、湖辺の自然景観や生態系、県民の暮らしや産業活動にとってより望ましいものとなるよう、引き続き弾力的な水位操作を行うとともに、治水・利水・環境の調和のとれた操作方法を確立されたい。

9 統合的流域管理など新たな仕組みづくりに関する事。

琵琶湖淀川流域圏を自然と人が共生する持続可能な活力ある流域圏として一体的に再生するため、琵琶湖淀川流域における治水、利水および環境上の課題を包括的および一体的に解決する統合的流域管理など、新たな仕組みづくりについて積極的に取り組まれたい。

10 水文化の保全と継承に関する事。

琵琶湖淀川水系における水と人との関わりの歴史やその中から生まれた水文化の保全と継承

に配慮するとともに、平常時から培っておくべき危機意識、水資源の重要性や希少性、またあるべき水環境の姿などについて広く普及啓発を進め、流域住民の水に対する意識の高揚を上流、中流および下流のいずれにおいても積極的に図られたい。

11 河川敷利用に関すること。

野洲川等の河川敷利用については、野洲川等の河川敷がすでに地域に密着した河川公園として整備され、住民に利用されている実態を踏まえ、地元住民および利用者の意見を十分反映することとされたい。

12 維持管理に関すること。

既存施設の機能維持を図る観点から、河川の管理について、計画的・効率的に進められたい。その際には、徹底したコスト縮減を図られたい。

13 河川レンジャーに関すること。

住民と河川管理者との橋渡し役となる河川レンジャーについて、その制度設計を確実にを行い、本格的な導入を図られたい。

14 次世代育成型の河川政策に関すること。

20～30年後の河川と住民とのつながりをより強固にすることを旨として、河川環境だけでなく防災面なども含めて、より広く河川全般について、子どもや若者の河川学習の機会を増やし、次世代育成型の河川政策を進められたい。

15 事業費および実施時期に関すること。

事業実施に当たっては、事業費および整備スケジュールについて十分県民の理解が得られるよう、協議調整を図られたい。

16 その他

ダムのように事業期間が極めて長い事業などについて、その再評価において、地域振興との兼ね合いで判断が難しい状況も発生することから、地域整備との関係を整理して新たなルールを作られたい。